

議案第27号

上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月27日提出

上越市長 小 菅 淳 一

上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
上越市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和46年上越市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第1号中「96,000円」を「140,000円」に改め、同項第5号中「37,000円」を「41,000円」に改める。

第13条中「旅行した場合」の次に「、団長については市長相当職、副団長については副市長相当職、団長及び副団長以外の団員は一般職の職員とみなし」を加え、同条後段を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。